

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して訪問看護、介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1 訪問看護事業所(法人)の概要

名称・法人種別	一般社団法人 愛生会訪問看護ステーション
事業所番号	2664190051
所在地	京都市山科区竹鼻四丁野町19番地の4
連絡先	電話：075-595-2505 FAX：595-2509
管理者の氏名	村上 美帆

2 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員組織および運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	在宅療養をしている利用者様の「生活の質」を確保するため、保険・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養生活が継続できるように支援します。また、円滑な事業運営に努め在宅ケアの推進を図ります。

3 事業所の職員体制

2024、4月 現在

区 分	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者(看護師)	1	1	0	所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。
訪問看護師 (看護師)	4	3	1	訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護の提供にあたります。
理学療法士・作業 療法士等	1	1以上	0	訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護(リハビリ)の提供にあたります。
事務職員	1	1	0	訪問看護に関する事務作業にあたります。
従業者人数	7	6	1	

4 通常の事業の実施地域

京都市山科区域

5 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～金曜日 08:30～17:25
休業日	土・日曜日・年末年始（12月30日～1月3日） 国民の祝日は営業します。緊急時は随時対応を行います。 年末年始の臨時営業日については別途文書にて連絡します。

6 サービス提供の責任者および主な看護師の氏名

責任者の氏名	村上 美帆
主な看護師の氏名	

※ 事業所の都合で主な看護師を変更するときは、事前に連絡します。

※ 利用者様から特定の看護師等への指名は受けられません。

7 訪問看護のサービス提供内容

訪問看護 (介護予防訪問看護) 計画の作成	<ul style="list-style-type: none">・主な看護師が、主治医の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて「訪問看護計画書」を作成します。計画に変更が必要な場合には、随時利用者様に説明し承認（署名）を受けます。・定められた「訪問看護記録書」に必要事項を記録します。・サービスを提供した主な看護師は、毎月末に「訪問看護報告書」を作成し、翌月分の「訪問看護計画書」と共に主治医へ提出します。また、必要に応じ関連機関へ提示します。・事業所は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者様から求めがある場合は閲覧に供し、必要に応じて交付することができます。
--------------------------------------	--

訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <p>① 身体観察・健康相談 (体温、脈拍、血圧等の測定・心身の状態観察と助言・食事や栄養指導・環境整備など)</p> <p>② 医師の指示による医療処置 (褥創処置・吸引・胃ろう、カテーテル等の管理・服薬管理など)</p> <p>③ ターミナルケア・緩和ケア (終末期の援助・痛みのコントロール・精神的苦痛の緩和など)</p> <p>④ 日常生活の看護 (身体の整容・入浴介助・食事や排泄の介助・寝たきりの方の褥創予防など)</p> <p>⑤ リハビリテーション (関節の運動・筋力低下予防の運動・日常生活動作の訓練・拘縮予防など)</p> <p>⑥ 認知症ケア (認知症の方の介護相談・事故防止の助言など)</p> <p>⑦ 介護予防 (健康管理・低栄養や運動機能低下予防の助言など)</p> <p>⑧ その他 (ご家族の相談への助言・他サービス制度の紹介・介護方法の助言・介護用品や福祉用具の利用相談など)</p>
----------------	---

8 利用者様負担金

- 1、 介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。
- 2、 利用者様のご負担金は、基本的には口座引き落とし(毎月27日引き落とし)でお願いしています(ご契約時に引き落としの手続きをさせていただきます)。翌月の10日頃に前月分の請求書を発行させていただきます(又は指定先に郵送します)。入金を確認されましたら、領収書兼明細書を発行致します。
- 3、 諸事情で口座のご用意が出来ない場合は、現金で集金させていただきますので相談ください。
- 4、 領収証の再発行は基本的に行いません。ただし、やむを得ない事情がある場合や年度末に医療費控除の目的で領収額の一覧表等再発行した場合は、文書料として1100円を徴収します。
- 5、 サービスの実施に必要な居宅(自宅)の電気、ガス、水道、電話等、および衛生材料など(ガーゼ、絆創膏等)の実費相当額は、利用者様のご負担となります。

9 サービスのキャンセルについて

- 1、 利用者様がサービス利用の中止・変更・追加を希望される場合は、速やかに前記のサービス提供責任者までご連絡ください。介護保険の場合は居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)との協議が必要となります。
- 2、 利用者様の都合で訪問をキャンセルされる場合には、できるだけサービス利用日の前々日までにご連絡ください。

10 料金表

【介護保険利用】

基本料金

(地域区分 1単位：10.7円)

	サービス内容	単位数	10割	1割	2割	3割
看 護 介 護 訪 問	訪問看護 I 1 (20分未満)	314単位	3,359円	336円	672円	1,008円
	訪問看護 I 2 (30分未満)	471単位	5,039円	504円	1,008円	1,512円
	訪問看護 I 3 (60分未満)	823単位	8,806円	881円	1,762円	2,642円
	訪問看護 I 4 (60～90分未満)	1128単位	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円
看 護 支 援 訪 問	訪問看護 I 1 (20分未満)	303単位	3,242円	325円	649円	973円
	訪問看護 I 2 (30分未満)	451単位	4,825円	483円	965円	1,448円
	訪問看護 I 3 (60分未満)	794単位	8,495円	850円	1,699円	2,549円
	訪問看護 I 4 (60～90分未満)	1090単位	11,663円	1,167円	2,333円	3,499円
理 学 療 法 士 等 訪 問 要 介 護	訪問看護 I 5 (0～20分)	294単位	3,145円	315円	629円	944円
	訪問看護 I 5 (21～40分)	588単位	6,291円	630円	1,259円	1,887円
	訪問看護 I 5 (41～60分)	795単位	8,506円	851円	1,702円	2,552円
理 学 療 法 士 等 訪 問 要 支 援	訪問看護 I 5 (0～20分)	284単位	3,038円	304円	608円	912円
	訪問看護 I 5 (21～40分)	568単位	6,077円	608円	1,216円	1,824円
	訪問看護 I 5 (41～60分)	426単位	4,558円	456円	912円	1,368円
サービス提供体制強化加算(I) 1回の訪問につき算定		6単位	64円	7円	13円	20円

※早朝・夜間（6：00～8：00 18：00～22：00）の時間帯の訪問は25%増 深夜（22：00～6：00）の時間帯の訪問は50%増となります。
但し、緊急訪問の場合は月の2回目以降に加算されます。

※1日に3回以上訪問看護 I 5 を要介護で行う場合、全て90/100になります。
要支援の場合全て50/100になります。

加算項目

サービス内容		単位数	10割	1割	2割	3割
特別管理加算（Ⅰ）	1回/月 厚生労働大臣の定める特別な管理（疼痛・留置カテーテル・ストマ等）を要する方 ※①	500単位	5,350円	535円	1,070円	1,605円
特別管理加算（Ⅱ）		250単位	2,675円	268円	535円	803円
長時間訪問看護加算	特別管理加算の算定者で、90分以上になった場合	300単位	3,210円	321円	642円	963円
複数名訪問看護加算（30分未満）	厚生労働大臣の定める基準において、計画的に、同時に複数の看護師が援助を行った場合。1回の訪問につき算定 ※②	254単位	2,717円	272円	544円	816円
複数名訪問看護加算（30分以上）		402単位	4,301円	431円	861円	1,291円
ターミナルケア加算	算定要件時においてご逝去された場合	2500単位	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	1回/月 24時間の連絡対応が可能	600単位	6,420円	642円	1,284円	1,926円
初回加算（Ⅰ）	初回訪問月に1回算定。退院又は退所した日に訪問した場合	350単位	3,745円	375円	749円	1,124円
初回加算（Ⅱ）	初回訪問月に1回算定。退院又は退所した日の翌日以降に訪問した場合 ※③	300単位	3,210円	321円	642円	963円
退院時共同指導加算	退院時カンファレンスを行った後、退院・退所された場合	600単位	6,420円	642円	1,284円	1,926円
口腔連携強化加算	1回/月 口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供を行った場合	50単位	535円	54円	107円	161円
エンゼルケア	ご希望により死後の処置を行った場合	（実 費）11,000円				
衛生材料費など		実費相当				

※① 特別管理加算(Ⅰ)対象者

- ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算(Ⅱ)対象者

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※② 厚生労働大臣が定める基準(利用者告示第五号)

- ・同時に複数の保健師・看護師・准看護師または理学療法士・作業療法士・言語聴覚士により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていること。
- ・次のいずれかに該当すること
 1. 利用者の身体的理由(体重が重い等)で1人の看護師等による訪問看護が困難と考えられる場合
 2. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合
 3. その他利用者の状況から判断して、1又は2に準ずると認められる場合

※③ 医療保険の訪問看護を含み、過去2月(暦月で初日～月末)において訪問看護の提供を受けておらず、新規に訪問看護計画書を作成した場合、また、要支援から要介護状態に移行した場合(逆も同様)にも算定する。
介護保険において退院時共同指導加算を算定する場合には算定しない。

《理学療法士等による訪問について》

H30.4月の制度改正により、『理学療法士等の訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものであることから、定期的な看護職員の訪問により利用者の状態について適切な評価を行い、計画書及び報告書を看護師と理学療法士等との連名で作成することとする。』と明記されたので、適時看護師の訪問を行うことを必須とさせていただきます。

【医療保険利用】

基本療養費

サービス内容		1割	2割	3割		
基本 項目	基本療養費（Ⅰ）	週3日までの訪問 (看護師・理学療法士)	555円	1,110円	1,665円	
		週4日目以降の訪問(看護師)	655円	1,310円	1,965円	
		週4日目以降の訪問(理学療法士)	555円	1,110円	1,665円	
	基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者に同一日に 複数の訪問看護利用者がいる場合	週3日までの訪問 同一日2人 (看護師・理学療法士)	555円	1,110円	1,665円	
		週3日までの訪問 同3人以上 (看護師・理学療法士)	278円	556円	834円	
		週4日目以降の訪問 同一日2人 (看護師)	655円	1,310円	1,965円	
		週4日目以降の訪問 同3人以上 (看護師)	328円	656円	984円	
	基本療養費（Ⅲ）	入院中の外泊時（管理療養費なし）	850円	1,700円	2,550円	
	加 算 項 目	難病等複数回訪問加算	別表7、8の対象者、特別訪問看護示 書期間中の方 ※① 2回/日 訪問	450円	900円	1,350円
			3回/日 以上の訪問	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算		求めに応じて主治医の指示により緊 急に訪問看護を実施した場合 月14日まで	265円	530円	795円	
		月15日目以降	200円	400円	600円	
長時間訪問看護加算		1回/週 別表7、8の対象者、特別訪 問看護指示書期間中の方で90分を超 えた訪問の場合	520円	1,040円	1,560円	
複数名訪問看護加算		1回/週 訪問看護が困難な方で本人 又は家族の同意を得た場合 ※②	450円	900円	1,350円	
夜間・早朝訪問看護加算		6時～8時・18時～22時の訪問	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算		22時～翌6時の訪問	420円	840円	1,260円	
休日訪問加算	当ステーションの営業日以外の訪問	（実 費）1,100円				

《理学療法士等による訪問について》

H30.4月の制度改正により、『理学療法士等の訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものであることから、定期的な看護職員の訪問により利用者の状態について適切な評価を行い、計画書及び報告書を看護師と理学療法士等との連名で作成することとする。』と明記されたので、適時看護師の訪問を行うことを必須とさせていただきます。

管理療養費

サービス内容		1割	2割	3割	
基本項目	管理療養費（Ⅰ）	毎月初日の訪問	767円	1,534円	2,301円
	管理療養費（Ⅱ）1	毎月2日目以降の訪問	300円	600円	900円
	訪問看護ベースアップ 評価料	1回/月（ご利用者全員対象）	78円	156円	234円
加算項目	24時間対応体制加算（イ）	1回/月（契約者のみ）24時間連絡対応可能	680円	1,360円	2,040円
	退院時共同指導加算	退院・退所時、主治医等と共同で療養生活の指導を行い、内容を提供した場合。別表7、8の対象者は月2回まで算定	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算	退院時共同指導加算の対象者で特別管理加算を算定する状態の方に加算する	200円	400円	600円
	退院支援指導加算	別表7、8の対象者、退院日の訪問看護が必要と認められた方で退院日当日に訪問し指導を行った場合	600円	1,200円	1,800円
	退院支援指導加算 長時間（1回の時間が90分を超えた場合または複数回の合計時間が90分を超えた場合）		840円	1,680円	2,520円
	在宅患者連携指導加算	1回/月 医療関係職種間で共有した情報をふまえて、利用者及び家族への指導を行うと共にその内容を多職種に情報提供した場合	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回まで 利用者の状態の急変等に伴い、主治医と医療関係者と共同で自宅に赴き、カンファレンスを行い、共同で療養の指導を行った場合	200円	400円	600円
	特別管理加算（Ⅰ）	1回/月 厚生労働大臣の定める特別な管理を要する方（別表8に掲げる）※①	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算（Ⅱ）		250円	500円	750円
訪問看護医療DX 情報活用加算	1回/月 電子資格確認により利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	5円	10円	15円	

その他の加算

サービス内容		1割	2割	3割	
加算項目	訪問看護情報提供療養費（Ⅰ）（Ⅲ）	1回/月 ※③	150円	300円	450円
	ターミナルケア療養費 1	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関わるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者様の意思決定を基本に他の関係者と連携の上対応した場合	2,500円	5,000円	7,500円
	エンゼルケア	ご希望により死後の処置を行った場合	(実費) 11,000円		
	衛生材料費		実費		

※① 基準告示第2の1に規定する疾病等(別表7、8)

【特掲診療科の施設基準等「別表第7」に掲げる疾病等の者】

○末期の悪性腫瘍○多発性硬化症○重症筋無力症○スモン○筋萎縮性側索硬化症○脊髄小脳変性症○ハンチントン病○進行性筋ジストロフィー症○パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。））○多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）○プリオン病○亜急性硬化性全脳炎○ライソゾーム病○副腎白質ジストロフィー○脊髄性筋萎縮症○球脊髄性筋萎縮症○慢性炎症性脱髄性多発神経炎○後天性免疫不全症候群○頸髄損傷○人工呼吸器を使用している状態

※慢性心不全の患者で「在宅人工呼吸指導管理」、「人工呼吸器管理の2」を算定している場合は人工呼吸器

【特掲診療科の施設基準等「別表第8」に掲げる者】

1. 以下の状態にある者(特別管理加算における(I))

在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

2. 以下の指導管理を受けている状態(特別管理加算における(II))

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

真皮を越える褥瘡の状態にある者

在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者(暦週7日間で点滴を必要とし、3日以上点滴を行うこと。)

※② 1.別表7、8の対象者 2.特別訪問看護指示書期間中の方 3.暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる方

※③ (I) 厚生労働大臣が定める疾病のご利用者様に訪問看護を提供し、市町村から情報提供を求められた場合に『情報提供書』を提出した時に算定する。

(III) ご利用者様が入院又は入所する際、主治医より情報提供書が提出されるのに加えて訪問看護ステーションからも『情報提供書』を提出した場合に算定する。

11 サービス提供に関する相談・苦情窓口

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者	村上 美帆
	受付時間	月曜日 ～ 金曜日 08:30 ～ 17:25
	連絡先	電話 075-595-2505 FAX 075-595-2509
	苦情箱	1階に設置しています
山科区役所 保険福祉センター 健康長寿推進課	受付時間	月曜日 ～ 金曜日 08:30 ～ 17:15
	連絡先	電話 075-592-3290
京都府 国民健康保険 団体連合会	受付時間	月曜日 ～ 金曜日 09:00 ～ 17:00
	連絡先	電話 075-354-9090

12 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

13 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に連絡を行います。

14 個人情報の保護及び秘密の保持について

- 1、事業所は、利用者様およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 2、事業所が得た利用者様およびその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を用いる場合は利用者様の同意を、利用者様の家族の個人情報を用いる場合は当該家族様の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

15 衛生管理等について

従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- 1、 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 2、 事業所において感染症が発生又は蔓延しないように措置を講じるとともに必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めます。
- 3、 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 4、 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- 5、 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- 1、 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2、 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3、 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 4、 措置を適切に実施するための虐待防止に関する担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者	看護師 村上 美帆
-------------	-----------

- 5、 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

17 身体拘束の禁止について

事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 1、 身体拘束を行う場合には、利用者様又はご家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 2、 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- 3、 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 4、 従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施します。

18 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- 1、 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 2、 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務事業計画の変更を行います。

19 サービス利用に当たっての留意事項

- 1、 サービス利用の際、介護保険被保険者証等を提示してください（毎月月末に確認させていただきます）。
- 2、 介護保険被保険者証等に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等）及び被保険者様の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- 3、 電子資格確認を行う体制を有し、利用者様の同意を得て、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより情報を取得し（マイナンバーカードの読み取りによる診療情報・薬剤情報等の取得）、当該情報を活用して指定訪問看護の実施に関する計画的な看護を行います。

20 その他

～訪問看護ステーションからのお願い～

利用者様、ご家族等との信頼関係のもとに、安心安全な環境で質の高いケアを提供できるように以下の点にご協力ください。

従業者の 禁止事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 医師の指示に基づかない医療行為を行うこと。 ② 利用者様の年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いを行うこと。 ③ 贈り物や飲食物などのもてなしを受けること。 ④ 利用者様宅での飲酒及び喫煙をすること。 ⑤ 利用者様、ご家族等に対して宗教活動、政治活動、営利活動等、その他迷惑行為を行うこと。 ⑥ 利用者様、ご家族等へのハラスメント行為(身体的・精神的な暴言、暴力や性的な嫌がらせ、誹謗中傷、長時間に及ぶ拘束、背信行為等の著しい迷惑行為等)
利用者様、ご家族等 へ依頼事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 当事業所の従業者に対する宗教活動、政治活動、営利活動等はお断りします。 ② サービス内容で定められたサービス以外の業務(買い物、家族への看護等)依頼はお断りします。 ③ 泥酔状態による迷惑行為はお断りします。 ④ 大切なペットを守る為、また職員が安全にケアを行う為にペットをゲージへ入れる、リードでつなぐ等の協力をお願いします。 ※ペットに従業者が噛まれるなどした場合は、治療費等をいただきます。 ⑤ 当時業所の従業者へのハラスメント行為は固くお断りします(身体的・精神的な暴言、暴力や性的な嫌がらせ、誹謗中傷、長時間に及ぶ拘束、背信行為等の著しい迷惑行為等)

- ・ 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ・ ハラスメントに関する方針を明確にし、周知・啓発を行います。相談に応じ(苦情を含む)適切に対応するために必要な体制を整備します。

※ 従業者へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

〈契約を解除する場合の具体例〉

- ・暴力または乱暴な言動（物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、怒鳴る、奇声、大声を発す等）
- ・セクシュアルハラスメント（職員の体を触る、抱きしめる、女性のヌード写真を見せる等）
- ・その他（職員の自宅住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為等）

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者様に対して重要事項説明書を交付の上訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日： 年 月 日

(事業者) 所在地 京都市山科区竹鼻四丁野町19番地4

事業者名 一般社団法人 愛生会訪問看護ステーション

事業所番号 2664190051

管理者名 村上 美帆

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日： 年 月 日

(利用者本人) 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名 (続柄)